

難病指定医の指定を受けている医師の皆様へ

難病法に基づく「難病指定医」の更新申請の御案内

難病指定医の指定有効期間は、指定を受けた日から5年間です。

貴殿の難病指定医の指定有効期間は令和6年度中に満了しますので、引き続き指定を希望される場合は、更新申請書類を郵送にて御提出いただきますようお願いします。

1 令和6年度の更新対象者

主たる勤務先の所在地が宮城県内（仙台市を除きます。）であり、かつ、宮城県が指定した「難病指定医」のうち有効期間終期が令和6年4月1日から令和7年3月31日までの方

2 更新申請の受付期間

現在受けている指定の有効期間満了日までの12か月以内

※ 有効期間終期まで更新申請は可能ですが、有効期間終期直前の申請の場合、新しい指定通知書の発送は、有効期間の終期以降となる可能性があります。

※ 有効期間の終期を過ぎて申請された場合、原則として当該申請日からの新規申請の扱いとなります。

3 難病指定医の種類と必要書類

難病指定医の種類と要件 (指定医番号の3桁目)	更新申請に必要な書類等
難病指定医(S) …専門医資格により難病指定医の指定を受ける場合	① (難病) 指定医指定申請書兼経歴書(様式第1号) ② 専門医に認定されていることを証明する書類の写し ※ 申請日時時点で認定が有効であることを確認できるもの(有効期間の記載があるもの)を御提出ください。お持ちの専門医証等に有効期間の記載がない場合は、学会の方に御相談いただき、証明書等を発行してもらってください。
難病指定医(T) …研修修了により難病指定医の指定を受ける場合	① (難病) 指定医指定申請書兼経歴書(様式第1号) ② 難病指定医の指定に係る研修を修了したことを証する書類 ※ 研修については「4 オンライン研修」を御確認ください。

※ 現在、「P(経過措置)」で認定されている場合は、今回の更新申請により、「S」又は「T」の区分の指定医番号が改めて附番されます。

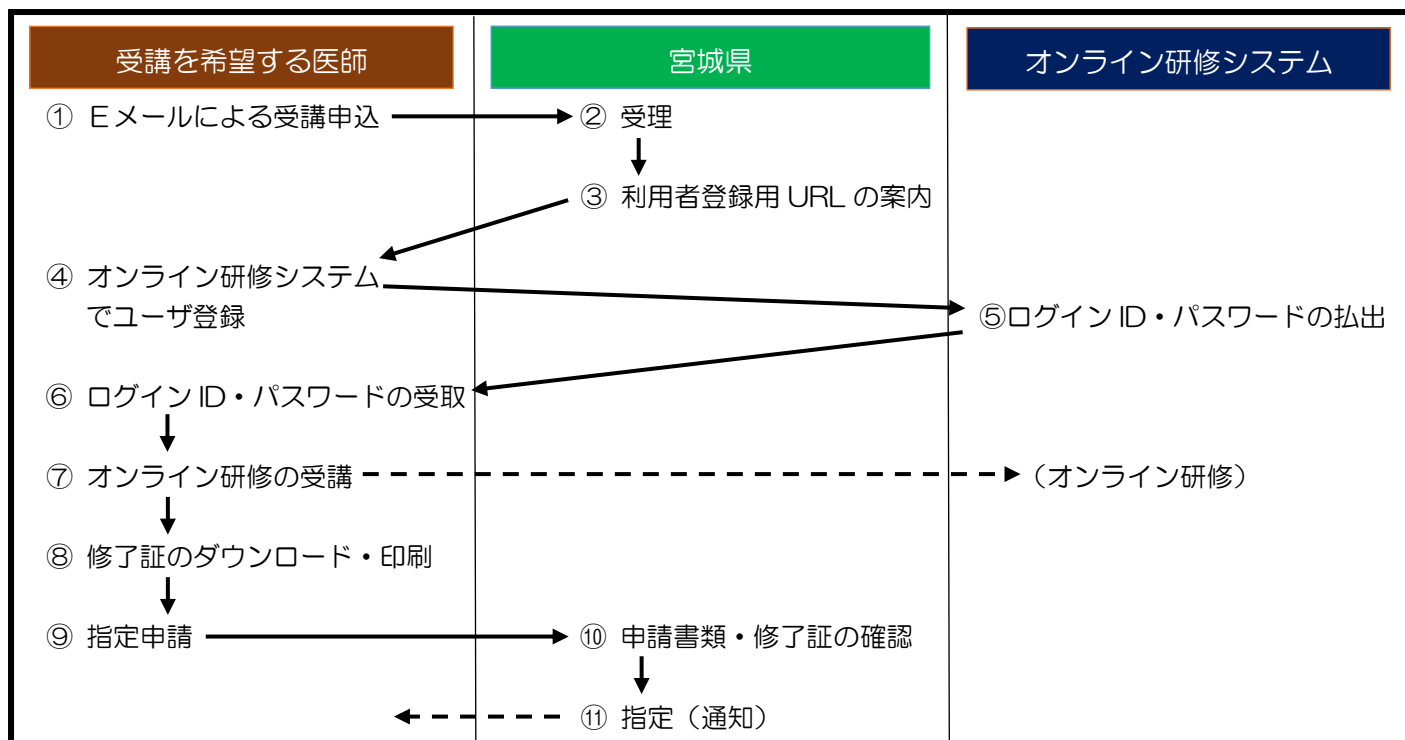
<留意事項>

- 氏名、医籍登録番号及び医籍登録年月日に変更がある場合には、申請書類と併せて医師免許証の写しも添付してください。
- 難病指定医から協力難病指定医への切替を希望する場合には、現行の指定について辞退を申し出ていただき、改めて協力難病指定医に係る新規申請を行ってください。
- ご事情により難病指定医の更新を行わない場合は、辞退届の提出をお願いします。
- 各種様式は、下記の宮城県ホームページからもダウンロードできます。
(<http://www.pref.miyagi.jp/soshiki/situkan/nanbyou-siteii-kouhyou.html>)

4 オンライン研修（専門医資格を有する医師の方は、受講は不要です。）

宮城県では、難病指定医研修をオンライン研修として実施します。宮城県ホームページ（<http://www.pref.miyagi.jp/soshiki/situkan/nanbyou-siteii-kouhyou.html>）にアクセスし、以下の手順で難病指定医研修（WEB研修）を受講してください。

【 研修受講フロー図 】



【 留意事項 】

上図番号	説明
①	県のホームページから受講申込書をダウンロードいただき、入力・記入の上、Eメールにてお申し込みください。 ◆送付先 宮城県保健福祉部疾病・感染症対策課難病対策班 受付専用アドレス： nanbyo_online@pref.miyagi.lg.jp
③	Eメールで県から受講申込書記載のアドレス宛てに利用者登録用 URL を御案内します。
④～⑥	利用者登録用 URL（オンライン研修システム）にアクセスの上、利用者様自身でユーザ登録（ログインID・パスワードの払出、受取）をお願いします。
⑦	受け取りましたログインID・パスワードにより、オンライン研修を受講してください。その際は、受講する講座（難病指定医）を選択し、受講を開始してください。 ※指定区分（難病指定医・協力難病指定医）によって、講座は異なります。
⑧	研修受講進捗率が100%になりますと、【修了証を表示する】ボタンが表示されます。 ダウンロード・印刷し、申請時に添付してください。
⑨	修了証の写しと申請に必要な書類を併せて、下記の申請書等提出先へ提出してください。

【 申請書等提出先・問合せ先 】

〒980-8570（住所不要）
宮城県保健福祉部疾病・感染症対策課難病対策班
電話 022-211-2636（直通）